

# 松本市特定型ネーミングライツ・パートナー募集要項

令和7年6月

松本市では、以下の施設のネーミングライツ・パートナーを募集します。

本要項は、市が選定した施設のネーミングライツ・パートナーの募集にあたり必要な事項について定めたものです。

## I 対象施設一覧

番号	施設名・所在地など	希望金額（年額） 希望期間
1	松本市営開智駐車場 所在地：松本市開智1丁目1番15号	<u>145</u> 万円
		R8.4月～R13.3月
2	松本市浅間温泉庭球公園 所在地：松本市浅間温泉一丁目9番2号	<u>150</u> 万円
		R8.4月～R13.3月
3	松本市波田扇子田運動公園 所在地：松本市波田230番地1	<u>80</u> 万円
		R8.4月～R13.3月

※ 対象施設の概要等については、「Ⅲ 施設特有の項目」を確認してください。

※ 希望金額は、市としての希望金額であり、これを下回る応募も可能です。ただし、応募金額は、審査の際の評価の対象となります。

※ 希望期間は、市としての希望期間であり、これと異なる応募も可能です。ただし、審査の際に評価の対象となります。

## II 共通項目

### 1 愛称の条件等

#### (1) 愛称の条件

ア 施設の設置目的や性格にふさわしく、親しみやすさや呼びやすさなど、市民の理解が得られるものとします。

イ ご提案いただいた愛称は、市との協議により最終的に決定します。

ウ 次のいずれかに該当するものは、愛称の対象としません。

(ア) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(イ) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(ウ) 第三者の商標権・著作権等の侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(エ) 政治性又は宗教性のあるもの

(オ) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの

(カ) 市政運営に支障を及ぼし又は市の信用又は品位を害するおそれのあるもの

- (キ) 個人名を冠したもの
  - (ク) その他愛称として使用することが適当でないと認められるもの
- エ 契約期間内における愛称の変更はできません。
- オ 条例等で定める施設の正式名称は変更しません。
- カ 愛称が定着するまでの期間（おおむね1年程度）は、正式名称を併記する場合があります。

## (2) 特典の提案

命名権者（ネーミングライツ・パートナー。以下「パートナー」という。）に付与する特典については、別途協議の上、決定するものとします。希望する特典について提案してください。

また、あらかじめ各施設で設けている特典については、「Ⅲ 施設特有の項目」を確認してください。

## 2 募集期間

令和7年6月24日（火）～ 7月25日（金）

※ただし、持参の場合は、土日、祝日を除きます。

## 3 全体スケジュール

時 期		内 容
令和7年	6月23日（月）	公告
	6月24日（火）～7月25日（金）	応募受付
	8月中旬	審査結果通知
令和8年	1月中旬～2月上旬	協定締結
	2月～3月	施設の表示変更（工事）
	4月～	愛称（新名称）の使用開始

※ 募集書類については、松本市公式ホームページからダウンロード可能です。

※ 質問は随時受け付けます。回答は受付後、ホームページにて掲載します。

## 4 応募資格

応募資格を有する者は、以下の条件のいずれにも該当しない個人、法人及びその他団体とします。

- (1) 法令等に違反しているもの
- (2) 市税を滞納しているもの
- (3) 市から入札参加資格の指名停止を受けているもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中のもの

- (5) 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定されるもの
- (7) 代表者等（役員及び経営に事実上参加している者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団の構成員等であるもの
- (8) その他ネーミングライツを取得することが適当でないと認められるもの

## 5 提出書類

- (1) ネーミングライツ事業申込書・・・様式第 3～5 号
- (2) 会社概要（※法人のみ）
- (3) 直近 3 事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書（申請者が個人の場合は所得証明書）
- (4) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し
- (5) 松本市税関係情報の閲覧等に関する同意書（※松本市に納税義務がある場合のみ）及び直近 1 事業年度分の納税証明書（法人税・消費税及び地方消費税）
- (6) 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの
- (7) その他施設の所管部局で必要と認めるもの

## 6 応募方法

応募書類(各 1 部)を取りまとめの上、以下のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 郵送：下記の応募先へ書留又は簡易書留により郵送してください。

〒390-8620

長野県松本市丸の内 3-7 松本市役所 財政部 契約管財課（本庁舎別棟 2 階）

- (2) 持参：土曜日、日曜日、祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間に、上記の応募先までご持参ください。

## 7 選定方法

- (1) 審査方法等

### ア 選定委員会による審査

松本市ネーミングライツ選定委員会で提案内容の審査を行います。選定委員会では、応募資格、愛称の条件等を満たしているか確認するとともに、次の項目により総合的に審査し優先交渉者を選定します。

審査項目	審査のポイント	配点
応募の趣旨	・ネーミングライツ応募の趣旨・目的	10
愛称案	・市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ ・施設の設置目的やイメージとの整合	20
ネーミングライツ料	・応募金額の妥当性	40
契約期間	・契約期間の妥当性	10
経営の安定性	・財務状況から見た経営の安定性 ・ネーミングライツ料の支払い能力	10
地域貢献等	・地域貢献や文化・スポーツ振興等に対する理念 ・活動実績及び今後の計画	10
計		100

(2) 優先交渉者の決定

選定委員会の審査後、市長決裁にて優先交渉者又は提案の採否を決定します。

(3) 審査結果の通知

応募者全員に文書で結果を通知します。（令和7年8月中旬）

(4) 契約の締結

優先交渉者と協定に向けた細部の協議・調整を行い、合意に至った時点で協定を締結します。

(5) 公表

協定の締結後、広報まつもと及び市のホームページを通じてパートナーの名称、施設等の愛称、協定金額、協定期間等について公表します。

## 8 費用負担

市とパートナーとの費用負担は、次によるものとし、契約終了後の原状回復についても同様の取扱いとします。なお、当該費用については、ネーミングライツ料とは別にご負担いただきます。

区 分	市	パートナー
敷地内外の施設看板や道路標識等の表示変更（※1）		○
協定期間終了後の原状回復		○
市が発行する印刷物やホームページの表示変更（※2）	○	

※1 表示変更は、市や関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行います。なお、愛称等の掲出にあたっては、松本市屋外広告物条例（令和3年条例第12号）等の関係法令を遵守し、道路標識等については各道路管理者と協議の上、変更するものとします。

※2 印刷物やホームページの表示変更は、契約締結後に作成するものからとします。

## 9 協定の解除

### (1) 市の解除権

パートナーが市の指定する期日までにネーミングライツ料を納入しないとき又はパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したときは、市は、契約満了を待たず契約を解除できることとします。

### (2) 解除に伴う費用負担

上記の契約の解除に伴い必要となる看板撤去、標識等の原状回復等の費用についても、パートナー側の負担とします。

### (3) 契約満了前であっても、すでに納付されたネーミングライツ料は返還しません。

## 10 留意事項

(1) 応募にかかる費用は、全額提案者の負担とします。

(2) 必要に応じて追加書類の提出を依頼する場合があります。

(3) 提出された書類は返却しません。

(4) 提出された書類は、パートナーの選考に使用するほか、関係機関との協議の際、提示することがあります。

(5) 提出された書類は、松本市情報公開条例（平成13年条例第72号）に基づき公開することがあります。

## 11 問い合わせ先

担当課：松本市財政部契約管財課

TEL：0263-34-3010

FAX：0263-36-2592

E-mail：[keiyaku@city.matsumoto.lg.jp](mailto:keiyaku@city.matsumoto.lg.jp)

### Ⅲ 施設ごとの募集内容

#### 【施設番号1 松本市営開智駐車場】

##### 1 募集の目的

松本市営開智駐車場への命名権（ネーミングライツ）の付与を通じて、自主財源を確保するとともに、民間企業との協働により施設の知名度や魅力を高めるものです。

##### 2 募集概要

###### (1) 施設概要

	<p>施設概要 開館年月：昭和41年7月 施設規模：駐車台数112台 管理棟、駐車場、パーキングシステム等 利用状況：132, 826台（令和6年度実績） 施設管理：文化観光部 松本城管理課 業務委託：(公社)松本地域シルバー人材センター、 (有)中部警備救助</p>
---	--

###### (2) 愛称の付与の範囲

新名称には、企業名や商品名等の他に、「松本城北」の字句を必ず使用してください。  
※使用する字句として「市営」・「駐車場」・「パーキング」もご検討ください。

##### 3 ネーミングライツ・パートナー特典の提案

区 分	内 容
愛称の掲出	指定する箇所に愛称の掲出が可能です。 大きさ・配色などについては別途協議が必要となります。 費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担となります。

ネーミングライツ・パートナーに付与する特典については、上記の他、別途協議の上、決定するものとします。希望する特典について提案してください。

##### 4 金額と期間

当要項に記載の希望金額（年額）と希望期間については、各施設で予定しているイベントや改修工事等もありますので、所管課へ確認のうえ提案してください。

##### 5 施設に関する問い合わせ先

所管課：文化観光部 松本城管理課

住 所：松本市丸の内4番1号

電 話：0263-32-2902 FAX：0263-32-2904

E-mail：m-castle@city.matsumoto.lg.jp

## 【施設番号2 松本市浅間温泉庭球公園】

### 1 募集の目的

ネーミングライツを通じて、民間企業との協働により施設の知名度や魅力を高めるとともに、自主財源を確保するものです。

本施設は、令和10年度に開催される国民スポーツ大会において、硬式テニス競技の会場として使用される予定です。より良い競技環境の提供と快適にご利用いただける施設を目指し、令和7年度中にコート的人工芝などのリニューアル工事を実施します。

### 2 募集概要

#### (1) 施設概要

	開館年月：昭和63年4月 施設規模：敷地面積：10,754㎡ テニスコート20面（砂入り人工芝） 照明設備あり 6面 管理棟、駐車場 利用状況：63,958人（令和6年度延べ利用者数） 指定管理：管理者 ㈱TOY BOX 協定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日
---	--

### 3 ネーミングライツ・パートナー特典の提案

区分	内容
愛称の掲出	・指定箇所に愛称を掲出します。表示の大きさ・配色・文言・設置位置などは別途協議により決定します。費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担となります。 ・市の公式媒体（広報紙・ホームページ・SNS等）において、施設の愛称を使用します。 ・記者発表やネーミングライツセレモニー等の場において、パートナー企業として紹介します。
広告スペースの設置	ネーミングライツ・パートナーの商品等を掲示するPRコーナーを施設内に設置することができます。 費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担となります。
施設使用料の減免	年に1回、施設を無料で使用することができます。ただし、使用申請は所定の手続きを必要とします。

### 4 施設に関する問合せ先

所管課：松本市スポーツ部 スポーツ施設整備課

住所：松本市美須々5番1号（エア・ウォーターアリーナ松本内）

TEL：0263-34-1700 FAX：0263-45-1024

E-mail：[sports\\_facility@city.matsumoto.lg.jp](mailto:sports_facility@city.matsumoto.lg.jp)

## 【施設番号3 松本市波田扇子田運動公園】

### 1 募集の目的

ネーミングライツを通じて、民間企業との協働により施設の知名度や魅力を高めるとともに、自主財源を確保するものです。

本施設は、中部縦貫自動車道（松本波田道路）建設に伴い一部施設の移設を行っており、令和7年中のリニューアルオープンを予定しています。

### 2 募集概要

#### (1) 施設概要

	<p>開館年月：平成11年3月            施設規模：敷地面積：61,667㎡            (有料施設)            ・テニスコート5面            ・アリーナ（テニス、フットサル、ゲートボール）            ・運動広場（少年サッカー）            ・ラジコン場            (無料施設)            ・スケートボード場            ・3×3バスケットコート 2面            ・壁打テニスコート            ・芝生広場、複合遊具、クライミングウォール</p> <p>利用状況：30,276人            (令和6年度有料施設延べ利用者数)            指定管理：管理者 ㈱TOY BOX            協定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日</p>
--	--

### 3 ネーミングライツ・パートナー特典の提案

区分	内容
愛称の掲出	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定箇所に愛称を掲出します。表示の大きさ・配色・文言・設置位置などは別途協議により決定します。費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担となります。</li> <li>市の公式媒体（広報紙・ホームページ・SNS等）において、施設の愛称を使用します。</li> <li>記者発表やネーミングライツセレモニー等の場において、パートナー企業として紹介します。</li> </ul>
広告スペースの設置	<p>ネーミングライツ・パートナーの商品等を掲示するPRコーナーを施設内に設置することができます。</p> <p>費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担となります。</p>
施設使用料の減免	<p>年に1回、施設を無料で使用することができます。ただし、使用申請は所定の手続きを必要とします。</p>

### 4 施設に関する問合せ先

所管課：松本市スポーツ部 スポーツ施設整備課

住所：松本市美須々5番1号（エア・ウォーターアリーナ松本内）

TEL：0263-34-1700 FAX：0263-45-1024

E-mail: sports\_facility@city.matsumoto.lg.jp

(様式第3号)

年 月 日

(あて先) 松本市長

住 所

氏 名

### ネーミングライツ・パートナー申込書

松本市ネーミングライツ・パートナー募集要項の内容に同意の上、下記のとおり申し込みます。応募にあたり、松本市ネーミングライツ導入ガイドラインに定める応募資格を満たしていることを誓約します。

対象施設又は事業名			
フリガナ 希望愛称	案1		
	案2		
応募の趣旨 (動機)			
希望協定期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 年 か月)		
ネーミングライツ料	年額 万円 (消費税及び地方消費税を含む。)		
付帯提案	【ネーミングライツ料以外に、ご提供いただける提案がある場合は記載】		
希望する特典や条件等			
連絡先	電話		FAX
	E-mail		
《応募者が法人又はその他団体の場合は以下も記載をお願いします》			
業務内容	※別添可		
本社所在地			
担当者氏名			
役職・部署			

※添付書類は、別紙のとおりです。

(様式第4号)

## 地域貢献等に対する支援実績等

(申請者： )

選定の際の参考とさせていただきますので、地域活動や社会貢献に係る理念や実績、今後の計画、今回のネーミングライツ応募への思い等についてご記入ください。

その他、ネーミングライツに関するご提案等ありましたら、記入してください。

地域活動や社会貢献 等に係る理念等	
地域活動・社会貢献 活動等に係る支援の 実績（直近3か年）	
その他、補足事項や ネーミングライツに 関する提案等	

別記様式（第2条関係）

松本市税関係情報の閲覧等に関する同意書

年 月 日

（宛先）松本市長

（申請者等）

住所（所在地）

氏名（法人及び代表者名）

私は、ネーミングライツ・パートナーの申し込みに当たり、市が当該申請（申告）に係る審査に必要な範囲で、市税に関する公簿等を閲覧し、又は調査することに同意します。

(様式第5号)

下記の項目をチェックし、右の□にチェックを入れて、申請書とともに提出してください。

(申請者： )

添付書類	確認状況
会社概要 (※法人のみ)	<input type="checkbox"/>
直近3事業年度分の決算報告書 (貸借対照表、損益計算書等) 及び事業報告書 (申請者が個人の場合は所得証明書)	<input type="checkbox"/>
法人の登記事項証明書 (申請者が個人の場合は住民票の写し)	<input type="checkbox"/>
松本市税関係情報の閲覧等に関する同意書 ※松本市に納税義務がある場合のみ	<input type="checkbox"/>
直近1事業年度分の納税証明書 (法人税・消費税及び地方消費税) (※法人のみ) ※松本市に納税義務がある場合のみ	<input type="checkbox"/>
愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの	<input type="checkbox"/>
提案事項を記載した書面 (任意書式)	<input type="checkbox"/>